

三重県訓令第1号  
教委訓第1号  
三重県企業庁訓令第1号

庁中一般及び地域機関  
局中一般及び地域機関  
庁中一般及び各事業所

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程を次のように定める。

令和6年3月26日

三重県知事 一見勝之  
三重県教育委員会教育長 福永和伸  
三重県企業庁長 山口武美

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、建設工事等の発注事務に関し、職員の綱紀保持に必要な事項及び事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性及び透明性の一層の向上を図ることにより、県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託をいう。

(2) 発注事務

建設工事等の入札参加資格の審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査、支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注全般に係る事務をいう。

(3) 入札参加資格業者

建設工事等の入札の参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずる者を含む。）をいう。

(4) 事業者等

入札参加資格業者並びに知事部局、企業庁及び教育委員会事務局における建設工事等の発注事務について利害関係を有する者（「文書によらない要望等に関する取扱要領」に規定する一定の公職にある者等を除く。）をいう。

(5) 職員

知事部局、企業庁及び教育委員会事務局に所属する職員をいう。

(6) 発注事務担当職員

発注事務を担当する職員（決裁者及び決裁を受けるまでに審査する者を含む。）をいう。

(7) 所属長

本庁の課長、地域機関及び事業所の長をいう。

(8) 不当な働きかけ

発注事務に関し、職員に対する公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げる要求行為をいう。

① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

③ 非公開又は公開前の予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為

④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(9) 要求行為

陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わない意思表示をいい、次に掲げるものを除く。

- ① 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
- ② 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等
- ③ 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- ④ 法令等により認められた権利の行使

(職員のコンプライアンス)

第3条 職員は、関係法令及び「三重県職員倫理規程」を遵守しなければならない。

2 所属長は、職員に対し、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

(発注事務に関する秘密の保持)

第4条 発注事務担当職員は、公開前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示してはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付し(電磁的方法によるものを含む。)、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長又は上位の職にある者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 発注事務担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏えいの防止等のため、前3項の規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(事業者等への適切な対応)

第5条 職員は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 職員は、これまで関わってきた発注事務により得た知識を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 職員は、事業者等との応接にあたっては、適切な場所において、県民の疑惑や不信を招くことのないよう対応するものとする。

4 所属長は、建設工事等の発注事務を担当する課等の執務室について、秘密の漏えいの防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

(事業者等による不当な働きかけへの対応)

第6条 職員は、勤務時間の内外を問わず、事業者等からの不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合は、当該事業者等に対して、応じられない旨及び当該行為が繰り返されるときは三重県不当要求行為対策要綱に規定する不当要求行為として取り扱う旨を伝えなければならない。

2 職員は、不当な働きかけを繰り返す事業者等に対し、当該不当な働きかけについて記録し、当該記録が三重県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となること、及び当該事業者等が入札参加資格業者である場合には資格(指名)停止措置となり得ることを説明するよう努めるものとする。

3 所属長は、当該不当な働きかけを受けた旨を関係する所属長に周知するとともに、三重県不当要求行為対策要綱に基づき対応するものとする。

4 不当な働きかけが、文書によらない要望等に関する取扱要領に規定する「一定の公職にある者等」により行われた場合には、同要領及びその運用に基づき報告するものとする。

(報告等)

第7条 職員は、発注事務に関し、他の職員が秘密漏えい、談合関与、賄賂授受、便宜供与を行っている等、この規程に抵触すると思料される事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに三重県職員等公益通報取扱要綱又は三重県教育委員会職員等公益通報取扱要綱に基づき報告するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。